

出産・子育て伴走型支援事業に伴う経済的支援を実施します

問 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

対象者

【出産応援ギフト】

① 令和5年2月1日以降に妊娠届を提出した妊婦

② 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童の母

③ 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届を提出した妊婦

【子育て応援ギフト】

① 令和5年2月1日以降に出生した児童を養育する者

② 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童を養育する者

給付金の額

・出産応援ギフト 妊婦1人当たり5万円

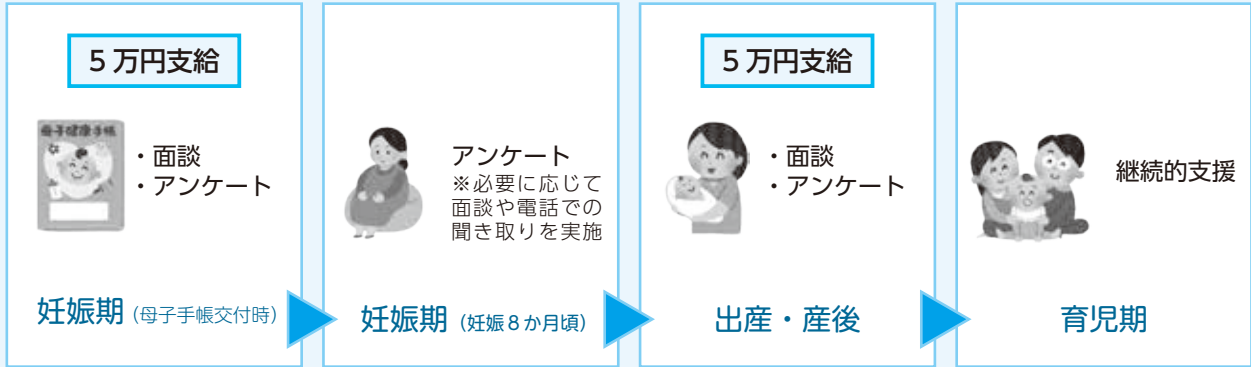
・子育て応援ギフト 新生児1人当たり5万円(双子の場合、10万円)

※所得制限は設けません。



対象の人には、個別に通知します。
詳細な情報については、和水町ホームページに掲載しますのでご覧ください。

出産・子育て伴走型支援事業のおおまかな流れ



子育て世帯を支援します ～子育て世帯給付金のご案内～

問 保健子ども課 子ども家庭係 ☎0968・86・5730

支給対象者

①②のいずれかに該当する人

①令和4年12月1日時点で、和水町の住民基本台帳に記録され、和水町子ども医療費助成の受給資格認定を受けている子どもの保護者

②令和4年12月2日から令和5年3月31日までの期間に、子どもの出生により新たに和水町子ども医療費助成の受給資格認定を受けた子どもの保護者

支給対象児童

2004年（平成16年）4月2日から2023年（令和5年）3月31日生まれの児童

支給額

児童1人あたり 1万円

給付の支給手続き

○支給対象者の①に該当する人
申請は不要です。子ども医療費の認定申請の際に登録した口座に令和5年2月上旬振込予定です。

○支給対象者の②に該当する人
申請が必要です。本庁保健子ども課（子ども家庭係）又は三加和支所住民課（健康福祉係）に、子ども医療費の認定申請の際に登録した口座の通帳のコピーと印鑑をお持ちください。

ご不明な点があれば、保健子ども課 子ども家庭係までお問い合わせください。

～ 高齢者肺炎球菌予防接種はお済みですか？～

【肺炎球菌予防接種とは…】
肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25%～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっています。定期接種で受けられる肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌の主な23種類の細菌に有効とされており、肺炎の重症化と死亡のリスクを軽減させます。

【令和4年度接種対象者】
(下記の①に該当し、②または③のどちらかに該当する人)
①予防接種日に和水町に住所があり、過去に23価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない人
②下表の人

対象年齢 ※年度末年齢	対象生年月日
65歳	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

③60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

【接種期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日
※この期間外に接種された場合は、全額自己負担となります。

【予防接種の種類・接種回数】 23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）・1回

【助成額】 5,000円を上限に助成。接種費用が助成上限額を超えた分は、自己負担になりますので、超えた費用を接種医療機関にお支払いください。

【予防接種の受け方】
玉名郡市、山鹿市、熊本市北区植木町の委託医療機関に各自予約のうえ、①予診票（必要事項を記入）、②接種済証、③健康保険証の3点を持参してください。※①、②は令和4年4月に配布済み。
実施されていない医療機関もありますので、事前にご確認ください。できるだけかかりつけ医療機関で接種されることをおすすめします。

上記以外のかかりつけ医療機関で接種される人
一旦全額支払った後、償還払いの手続きが必要です。予防接種後、保健子ども課または住民課までお越しください。

【新型コロナウイルスワクチンとの兼ね合いについて】
新型コロナ予防接種の接種前後は、原則として13日以上の間隔をあける必要があります。

